

令和4年度
鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議

日時 令和4年7月28日(木)

午後1時30分～

場所 WEB会議

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 環境保全型農業直接支払交付金の取り組み事例について P6

(2) 環境保全型農業直接支払交付金の第2期中間年報告

- 環境保全型農業直接支払交付金について P7～10
- 第2期中間年報告について P11～15

(3) 令和3年度意見への対応状況 P16～20

- 多面的機能支払交付金について
- 中山間ふるさと・水と土保全対策事業について

(4) その他

4 閉 会

鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会 委員名簿

1. 委 員

(敬称略 50 音順)

氏 名	所 属 等	備 考
影井 利成	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 農地業務課長	
小谷 知載	日田を良くする会 代表	
椿 善裕	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター企画員	
山口 和宏	公立鳥取環境大学経営学部講師	

2. 鳥取県及び委員会事務局

氏 名	所 属 等	備 考
森田 智彦	鳥取県農林水産部 農業振興監 農地・水保全課長	
竹内 崇	農地・水保全課 企画・保全支援担当 課長補佐	事務局
武本 将典	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局
石田 敬	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局
上田 侑輝	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局

鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本型直接支払交付金（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）及び中山間ふるさと・水と土保全対策事業（以下「農業農村保全活動推進事業」という。）実施に関する有識者等の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 推進会議は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 農業農村保全活動推進事業の実施状況等の点検、評価に関する事項
- (2) 農業農村保全活動推進事業の効果的な推進のための指導、助言に関する事項
- (3) 中山間地域等直接支払交付金における知事特認地域の指定基準の検討に関する事項
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第3条 推進会議は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから農地・水保全課長が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会議の進行を務めるものとし、座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、農地・水保全課長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 農地・水保全課長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、農地・水保全課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、農地・水保全課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

委員会の設置根拠

「日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）」及び「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」では、それぞれの実施要綱、要領等に基づいて、事業実施に係る点検や評価、調整を行うことを目的として、中立な第三者機関を設置し、委員会を毎年度開催することとなっています。

1. 日本型直接支払交付金

(1) 中山間地域等直接支払交付金

① 要領等による規定

○実施要領第8の2:

都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。

○実施要領の運用第13:

実施要領第8の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い学識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

② 具体的な役割等

知事特認地域の認定基準見直しや、対策中間年及び最終年（3年目と5年目）に該当する年度は、関係する審議や評価をいただく他、毎年度の交付金交付状況、各市町における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

(2) 多面的機能支払交付金

① 実施要綱・県基本方針による規定

○実施要綱（別紙3）多面的機能支払推進交付金に係る事業の実施方法第1の4(3)

本交付金の毎年度の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。

○多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）第6の(2)の①

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。

② 具体的な役割等

当該年度の交付金交付状況、各市町や集落における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

① 要綱・要領等による規定

○実施要綱第5の2:

都道府県は、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

○実施要領第15:

実施要綱第5の2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

○実施要領第16:

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を經由して農産局長に報告することとする。

② 具体的な役割等

対策中間年及び最終年（3年目と5年目）に該当する年度は、関係する審議や評価をいただく他、毎年度の交付金交付状況、各市町における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

2. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

① 要綱・要領等による規定

○中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱 第7の1

都道府県は、保全対策事業を効果的に推進するため、学識経験者等から構成される都道府県委員会を都道府県に設置するものとする。

② 具体的な役割等

当該年度の事業の実施計画、実施結果に関して取組状況を点検していただき、御指導・御助言を頂きます。

日本型直接支払

【令和4年度予算概算決定額 77,452 (77,202) 百万円】

＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

＜事業の全体像＞

○ 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。

○ このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 48,702 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

- 支援対象
- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
 - ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り
水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- 支援対象
- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・ 景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
 - ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修
ため池の外米種駆除

中山間地域等直接支払 26,100 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,650 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

福田養蜂場（福田収 氏）の取組について

1. 概要

福田氏は、水稻栽培と養蜂の複合経営を行い、地元の低化学肥料・低合成農薬ブランド米の万葉美人米生産部会の代表や養蜂組合の代表を務め、環境保全や生物多様性に対して意識が高く、地域のリーダーとして活躍されている。

2. 経営面積

水稻 約40ha（うちレンゲ栽培 約16ha = 交付金対象面積）

3. 環境保全型農業直接支払交付金の取組（カバークロップ＝レンゲ）

- (1) 作業スケジュール、土づくりについて
- (2) レンゲの窒素・有機物供給、雑草抑え等の効果について
- (3) 化学肥料、化学合成農薬の5割低減について
- (4) 生物多様性（カエル、サギ）、地球温暖化防止効果について
- (5) 推進活動としての小学校での農作業体験授業について
- (6) デメリットは、種子の購入コストや作業時間

4. 交付金への要望・予算への心配、販売・消費者への想い

< レンゲ風景 >



環境保全型農業直接支払制度について

令和4年7月28日
農地・水保全課

1 制度の概要

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と合わせて行う取組へ支援。令和4年度は第2期（R2～R6）の中間年にあたる。

（交付対象取組・単価）

- ・堆肥の施用：炭素貯留効果の高い堆肥を施用（4,400円/10a）
- ・カバークロープ：カバークロープ（緑肥）を作付（6,000円/10a）
- ・リビングマルチ：主作物の畝間に緑肥を作付（5,400円/10a）
- ・草生栽培：果樹園に緑肥を作付（5,000円/10a）
- ・不耕起播種：ほ場の全面耕起を行わずに播種（麦・大豆）（3,000円/10a）
- ・長期中干し：通常よりも長期間（溝切り+14日以上）の中干しを実施（800円/10a）
- ・秋耕：秋季に耕運、翌春に湛水（水稻）（800円/10a）
- ・有機農業：化学肥料及び化学合成農薬を使用しない（12,000円（加算+2,000円/10a））
- ・取組拡大加算：新規に有機農業を始める農業者の指導活動への支援（4,000円/10a）
- ・地域特認取組（都道府県が申請し国が承認した取組）
鳥取県：冬期湛水管理（4,000円～8,000円/10a）

（農業者要件）

- ・複数の農業者で構成される任意団体又は法人（農協除く）
- ・販売を目的とした生産
- ・みどりのチェックシートの取組を実施（GAP研修受講、取組の実施、提出）

2 取組状況

（1）令和3年度の取組実績（別紙1及び別紙2を参照）

- ・取組件数：41件（前年度比+1件）
- ・交付対象面積：527ha（前年度比△29ha）
- ・交付額：28,721千円（前年度比△3,329千円）

（交付対象面積及び交付額が減少した理由）

水稻を中心に天候不順や台風等で、病害虫の追加防除により化学合成農薬の使用が増加したことから、交付要件である化学合成農薬5割以上の低減を達成できなかったことが大きな要因。

（2）推進状況

- ・農業改良普及所による現地GAP研修の実施（資料配付等）
- ・令和3年度鳥取県GAP推進研修会の開催（R4年1月11日Web会議）
- ・市町担当者への令和4年度事業説明会の実施（R4年6月1日Web会議）
- ・令和4年度鳥取県GAP推進研修会の開催（R4年8月1日Web会議（予定））

3 課題

- ・令和4年度から、みどりの食料システム戦略を踏まえた国際水準GAPのレベルアップの取組（みどりのチェックシートの取組を実施）が交付要件となるため、農業者への制度の周知と技術指導が必要となる。

4 今後の対応

- ・環境保全型農業を推進するため、環境保全型農業直接支払制度を所管する市町村、農業者の技術指導を行う農業改良普及所及びGAP制度の窓口担当部署等関係機関と連携して、国際水準GAPのレベルアップの取組研修を開催するなど農業者を支援する。
- ・国の「みどりの食料システム戦略」策定を踏まえて改訂された鳥取県農業生産1千億円達成プラン（令和3年12月改訂）に基づき、令和4年度4月にJAグループと県で構成された「環境に配慮した農業推進プロジェクト協議会」が設立された。有機農業・特別栽培の技術確立及び実証普及を図ることとされており、農業者に向けた技術の普及と併せて事業の周知を図る。

みどりのチェックシート

氏名 (法人の場合は代表者名)

環境保全型農業直接支払交付金実施要領 (平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局通知) 第8の4の(1)のウに基づき以下のとおり、みどりのチェックシートの取組を実施しましたので、報告します。

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、欄にを記入してください。
該当しない場合は、欄には、 (斜線) を記入してください。

【化学合成農薬の使用量低減】	
<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録を保存
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)
<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)
<input type="checkbox"/>	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)

【化学肥料の使用量低減】	
<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録を保存
<input type="checkbox"/>	有機物の施用 (堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等)
<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】	
<input type="checkbox"/>	電気・燃料の使用状況の記録を保存
<input type="checkbox"/>	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、 農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)
<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)

【農作業安全】	
<input type="checkbox"/>	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)
<input type="checkbox"/>	農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、 機械・器具の操作方法確認等)

(注1) みどりのチェックシートに関する研修等を受講したことがわかる書類を添付すること。

(注2) 取り組んだ項目については、証拠書類等の作成及び保管が必要です。ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合においては、この限りではありません。

別紙 2

対象活動の年次推移

項 目	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度 (見込み)
実施市町村数	15	15	14	14	14	14	14
取組件数(団体数等)	45	44	47	44	40	41	41
交付対象面積計(ha)	437	466	499	497	556	527	527
交付額計(千円)	28,333	29,800	32,135	32,882	32,050	28,721	29,601
堆肥の施用	実施件数	16	16	17	14	19	18
	実施面積	159	172	207	178	205	168
	交付額	6,872	7,123	9,093	7,813	9,031	7,396
カバーク ロップ	実施件数	24	26	27	23	20	18
	実施面積	180	180	180	197	185	173
	交付額	13,910	14,370	14,439	15,767	11,113	10,367
長期中干し	実施件数					1	1
	実施面積					28	28
	交付額					224	224
秋耕	実施件数					3	4
	実施面積					24	51
	交付額					191	403
有機農業	実施件数	15	16	19	15	12	17
	実施面積	84	86	86	86	83	72
	交付額	6,534	6,823	6,738	6,618	9,588	8,172
(地域特認)	実施件数	6	8	8	6	6	5
冬期湛水管 理	実施面積	14	28	26	37	31	35
	交付額	1,016	1,484	1,864	2,684	1,903	2,159

**環境保全型農業直接支払交付金
鳥取県 中間年評価報告書**

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」（令和3年5年策定）を踏まえ、「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」（令和3年12月改訂）の重点項目に「環境に配慮した農業の推進」を追加しました。このプランに基づき、化学農薬や化学肥料の低減、農業用プラスチック排出量の削減等環境負荷の低減に向けた生産技術の開発及び有機農産物の販路拡大支援等を総合的に実施することにより、作業省力化、コスト低減及び有機農産物等の販売促進を図ることとしている。

地球温暖化対策及び生物多様性戦略としては、令和2年1月に2050年脱炭素（二酸化炭素排出実質ゼロ）宣言し、「令和新時代とっとりイニシアティブプラン」において、環境負荷の少ない生産や周辺環境の保全を推進することとしている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績	
実施市町村数		14	14	14	
実施件数		44	40	41	
交付額計（千円）		32,882	32,050	28,721	
実施面積計（ha）		498	556	527	
取組別 実績	有機農業	実施件数	15	12	17
		実施面積（ha）	86	83	72
		交付額（千円）	6,618	9,588	8,172
	堆肥の施用	実施件数	14	19	18
		実施面積（ha）	178	205	168
		交付額（千円）	7,813	9,031	7,396
	カバークロップ	実施件数	23	20	18
		実施面積（ha）	197	185	173
		交付額（千円）	15,767	11,113	10,367
	リビングマルチ	実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0
	草生栽培	実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0
不耕起播種	実施件数	0	0	0	
	実施面積（ha）	0	0	0	
	交付額（千円）	0	0	0	

長期中干し	実施件数	0	1	1
	実施面積 (ha)	0	28	28
	交付額 (千円)	0	224	224
秋耕	実施件数	0	3	4
	実施面積 (ha)	0	24	51
	交付額 (千円)	0	191	403
地域特認取組 ※冬期湛水	実施件数	6	6	5
	実施面積 (ha)	37	31	35
	交付額 (千円)	2,684	1,903	2,159

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	1	7	7
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	1	2
	先駆的農業者等による技術指導	3	4	4
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	0	0	0
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	-	3	3
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	8	10	8
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	6	3	6
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	2	1	2
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	18	18	20
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	-	4	4
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	1	3	4

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
—	—	—	—

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

冬期湛水管理	取組の概要	冬期の水田に水を張ること鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円(有機質肥料施用・畦補強実施) 7,000円(有機質肥料施用・畦補強未実施) 4,000円(有機質肥料未施用・畦補強実施) 3,000円(有機質肥料未施用・畦補強未実施)

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
なし	県全域	化学合成農薬の3割低減の特例

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	—

III 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価(令和元年8月)(以下、第1期最終評価。とする)において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

本県のこれらの取組面積は令和元年度の461haから令和3年度には492haに増加しており、地球温暖化防止に資する取組が徐々に拡大している。第1期最終評価と同じ算定手法により令和3年度には県内で1,204tCO₂/年の温室効果ガス削減効果が確認されている。

また、令和2年度より取組を開始した「秋耕」は、水稻の収穫後の秋に稲わらのすき込みを行うことで春にすき込む時と比べてメタンの発生量を約50%削減できる取組であり、令和3年度の取組面積50haに対して、343tCO₂/年の温室効果ガス削減効果が確認されており、削減効果が高い。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業及び冬期湛水管理の取組は、国が実施した第1期最終評価において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

本県におけるこれらの取組の面積は令和元年度の123haから令和3年度には107haに減少している。

一方、取組実施による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果を有機農業における現地調査を実施し、生物多様性が非常に高い・高いが有機農業実施区で100%であったのに対し、慣行栽培の対照区では75%であり、有機農業の実施により生物多様性保全効果が高まったことが確認された。

今後、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

3 その他の効果

＜地域ブランドによる有利販売・カバークロープによる土壌保全・土づくり＞

鳥取市国府町では、JAいなば国府支店管内の農家グループが主にカバークロープとしてレンゲを使用し、化学農薬・化学合成肥料の5割低減の取組と合わせて栽培したコシヒカリを「万葉美人米」としてブランド化し有利販売を行っている。当地域は、大伴家持が万葉集最後の詩を詠んだ万葉のふるさとと称しており、ブランド名の由来となっており、食味にこだわった栽培を行っている。

IV 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

令和3年度の県内の取組面積は令和元年度と比較して29ha（6%）増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が着実に推進されている。

第2期における取組面積の増加の主な要因は、令和2年度から新しく全国共通取組に追加された長期中干し及び秋耕の取組が拡大したことである。新たな取組であり、今後も取組拡大が期待できるため、さらに制度の周知を行う必要がある。

一方、有機農業、堆肥の施用及びカバークロープは減少傾向となっている。主な理由として有機農業については栽培時の作業負担や経営全体の作業バランスを考慮し、慣行栽培へ移行したことで取組面積が縮小し、堆肥の施用及びカバークロープは主に令和3年度7月豪雨等の天候不順による病害虫の追加防除により化学合成農薬の使用が増加したことで交付要件満たせなくなったこと及び農業法人の経営面積の拡大に伴う作業スケジュールの見直しが影響している。

また、今後の推進に向けた課題として、令和4年度からみどりの食料システム戦略を踏まえた国際水準GAPのレベルアップの取組として、みどりのチェックシートの取組実施が交付要件となる変更が行われたため、農業者への制度の周知と指導が必要となる。

2. 今後の方針

鳥取県農業生産1千億円達成プランの「環境に配慮した農業の推進」に基づき、令和4年度4月にJAグループと県で構成された「環境に配慮した農業推進プロジェクト協議会」が設立された。有機農業・特別栽培等の生産技術確立及び実証普及を図ることとされており、農業者に向けた技術の普及と併せて事業の周知を図る。

今後の推進のために制度を所管する市町村、農業者の技術指導を行う農業改良普及所及びGAP窓口担当部署等関係機関と連携して、国際水準GAPのレベルアップの取組研修を開催するなど農業者への周知と指導を行う。

令和3年度鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議での意見への対応状況

	委員質問	会議時の回答	その後の対応状況
1 多面	多面的機能支払交付金の実施については、活動日誌や領収書の整理など事務負担が大きく継続を諦めたい。国への要望にも出ていたが、誰でも取り組みやすい簡素な制度となるようお願いしたい。	多面的機能支払交付金の事務軽減については、全国的な課題となっている。毎年事務の簡素化により整備する書類も少なくなってきたが、一方で毎年簡素化により様式変更となりその結果手間がかかっていることも事実。簡素化のみならず、様式を不要にするよう要望している。	活動写真の撮影や提出の省略等、現行の制度で可能な事務負担の軽減について、6月に実施した市町村担当者会議等で指導しており、また、更なる事務負担の軽減(活動組織が提出・作成する資料の削減化)について、国の施策に対する要望(夏要望)にも今年度項目としてあげているところ。 【別添資料1】
2 多面	多面的機能支払交付金の目標達成には年間約500haの農地を増やしていく必要がある。そういった中で予算が不足していると説明されたが活動に影響はないのか。	長寿命化の予算が削られるため、水路等長寿命化の対策を別事業で実施する必要がある。ただし、多面的機能支払交付金は地元負担を出役をもって軽減しており、国に十分な予算充当してもらうよう引き続き要望していく。	国の県に対する予算配分は、県別の目標取組面積の達成状況や、長寿命化対策の他の補助事業の活用状況等、県の事業推進状況も大きく影響している。 国に十分な予算充当してもらうよう引き続き要望していくと共に、事業の推進についても努めている。 【別添資料1】
3 多面	地域への働きかけの際、役場内で農業委員会と日本型直接支払交付金の担当が異なると連携が上手くいってないところがある。 農業委員や農地利用最適化推進員は地域を知っている村の方と話ができるため、ぜひ連携してほしい。	兼務もあれば担当が違うところもある。担い手育成機構の会議など、あらゆる場面を活用し制度説明し働きかけていけたらと思う。 また、各農林局等では人農地プランのチーム会議を地域整備関係の部署、農業振興関係部署、中山間地域振興関係の部署それぞれの担当が情報共有を図っている。市町村によって温度差があるのでより横のつながりを密にし、対応していきたい。	令和4年5月に開催された、農地・水・環境保全協議会(農業の多面的機能の維持・発揮を図る活動の推進に資することを目的とした協議会)及び7月に開催された農業再生協議会の幹事会の通常総会において、関係者間での更なる連携について働きかけをした。 その中で、農地・水・環境保全協議会会員より、「農業委員や農地利用最適化推進員の仕事で更なる負担をかけてしまうと、それぞれ農業委員等のみならず手がなくなってしまう」との意見があったが、県より「本来の農業委員等が行う仕事の中で得られた情報(地域の実情)を、行政担当者や情報共有を図ってほしいという趣旨であり、新しい仕事を行ってほしいというわけではない」と回答し、ご理解いただいた。
4 共生の里	人がいないとどうにもならない。ある制度を運用できるような人材を確保していくことが重要。	むらまち支え合い共生の里事業のような制度を使い、都市部と農村部を繋げて、お互いの理解が繋がる流れも考えていきたい。 単発的に行っても難しいところではあるので、長期的な活動に繋げていきたい。	今年度から協定締結に向けた単年活動に対する支援を制度拡充した。 協定後の活動がイメージできるよう、5年間の協定を締結する前段としてお試のような活動をすることで、協定締結の加速化を図っていく。 今年度、鳥取市の2地区において単年活動の実施や、協定締結に向けた話し合いが行われているところ。 また現在、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織を対象に、地域の実情を把握するためのアンケート調査を行っている。 今後、このアンケートの結果をもとに、関係機関と連携を取りながら、新たな支援策の検討や両交付金を始め共生の里事業等の推進を図っていく。 【別添資料2】
5 田んぼダム	田んぼダムの実施について、上流側で実施しないと効果が薄いのでは。やはり上流からすると他人事になりがち。説明のような関係づくりができるように繋げていただきたい。	上流域で事業してもらった方が効果的なのはおっしゃる通り。しかし、上流の方は比較的浸水リスクが低く関心を持っていただけないこともある。現在、市街地域内の中の上流エリアの方とそうではない上流の方とで、市街地住民で草刈りや水路の泥上げを手伝い、上流側農村で田んぼダムの取組ができないか、お互いに交流を進めようとしているところ。まさに共生の里事業がその理念の事業。進めていけるよう努力していきたい。	農家、非農家、上流域、下流域という枠組みを越えた地域全体の流域治水の取組を一層推進するため、令和4年6月に田んぼダムの効果を見える化したモデルほ場で第1回の実証研修会を開催した。 研修は流域治水モデル地区である鳥取市大津川流域の関係者を対象に開催し、農家のみならず非農家の地域住民も多数参加された。研修後に実施したアンケートの中では、「田んぼダムの取り組みを支援したい」と回答いただいた非農家の方も多数おられ、流域治水の取組に対して強い関心と理解をいただいた。 本研修は年5回の実施を予定しており、今後は参加対象者を全県に展開して更なる普及と流域治水対策の機運醸成を図っていく。 【別添資料3】

令和4年度国の施策等に関する提案・要望

農村地域での多面的機能を最大限発揮するための支援について

《提案・要望の内容》

多面的機能支払交付金は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく制度であり

- ①計画的な保全活動や新規取組の推進に支障を来さないよう、十分な予算を確保すること。
- ②今後、急激に活動組織の高齢化が進展することから、高齢化に対応した事務処理となるよう制度を抜本的に簡素化すること。

《北栄町多面広域協定（北栄町）における取組》

- ・事務を担うリーダーの不在等で本活動が実施できない集落と、農業用施設の維持管理費増に苦慮する土地改良区が広域組織を設立。
- ・地域の負担となっていた事務処理を土地改良区が担うことで集落は活動に専念。事務処理に不安を抱いていた組織が広域組織に加入することで活動が継続され、また、新規組織の発足にも繋がり、取組面積の拡大に繋がっている。
- ・一方、取組が拡大することで、作成管理する活動記録等の書類が増加し、事務を担う土地改良区の負担が想定以上に増加するなど新たな問題が生じている。



R3 広域組織の作成資料（組織毎）

【北栄町多面広域協定の概要】

	H30 広域協定設立前	R1 広域協定設立	R2	R3
活動組織数（北栄町全体） ※広域協定含む	24 組織	3 組織	3 組織	2 組織
うち広域協定に加盟した組織数		21 組織	22 組織	24 組織
農地維持活動の取組面積 （うち広域協定の取組面積）	1,433ha	1,366ha (1,326ha)	1,397ha (1,357ha)	1,437ha (1,419ha)

《今後の課題と展開》

- ・令和元年度、令和2年度に多くの組織が再認定し活動期間を延長したが、一部地域では再認定を行わなかった。
- ・令和5年度末の再認定時までに事務負担の軽減に係る対策が図られなければ、多くの組織が活動を断念することが想定される。
- ・そのため、組織の広域化の推進に加え中山間地域等直接支払と同様に活動記録や実施状況報告書の作成を求めない等、さらなる事務の簡素化を図ることが喫緊の課題である。

【多面的機能支払（農地維持）の推移】



【活動期間満了組織数等の推移】

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
組織数（農地維持活動）	713	643	622	621			
活動期間満了組織数	314	222	66	104	13	248	200
活動期間満了による再認定無し組織数	35	22	5	6			
上記組織の活動面積 (ha)	513	307	62	160			

山間に広がる美しい農村風景は、そこで暮らす人々の営みによって保たれている大切な地域資源。季節の移り変わりとともに見せてくれる様々な表情は、なぜか私たちのところを和らげてくれる。

そんな農村を未来に残していくため、企業の元気な力を注いでみませんか。

事業の手順

1 情報提供

農村と企業に情報提供とニーズを聞き取りします

2 マッチング

双方のニーズに合った調整・仲介をします

3 協定締結

農村・企業・市町・県の4者による協定を締結します

4 活動(5年間)

農村と企業が協働して保全活動や商品開発などの取り組みを行います

単年活動

協定締結前に1年間のお試し期間として単年活動を行うことができます

※協定締結に向けた活動ではありますが、活動後における協定締結は必須ではありません。

かけがえのない農村と共に生きる

とっとり共生の里

サポーター
企業
募集

お問い合わせ

鳥取県 農地・水保全課 ☎ 0857-26-7336
 東部農林事務所地域整備課 ☎ 0857-20-3570
 中部総合事務所農林局地域整備課 ☎ 0858-23-3172
 西部総合事務所農林局地域整備課 ☎ 0859-31-9665

「とっとり共生の里」は農村と企業による ウィン・ウィンな関係づくりを支援します

農村のメリット

効果1

労力の確保

農地や農業用施設の適切な維持管理につながります



農作業体験

効果2

遊休農地の再生

農地の有効活用な新たな農産物の生産につながります

農村交流

特産品づくり

効果1

企業イメージの向上

CSR（企業の社会的責任）活動として対外的なイメージアップにつながります

効果3

活力の増進

企業との交流を通じて農業意欲の向上や地域資源の再発見につながります

効果2

福利厚生 の 充実

社員のリフレッシュやチームワークの向上につながります

草刈り

水路の泥上げ



農村資源保全活動

農道の維持管理

鳥獣害防止柵の設置

効果3

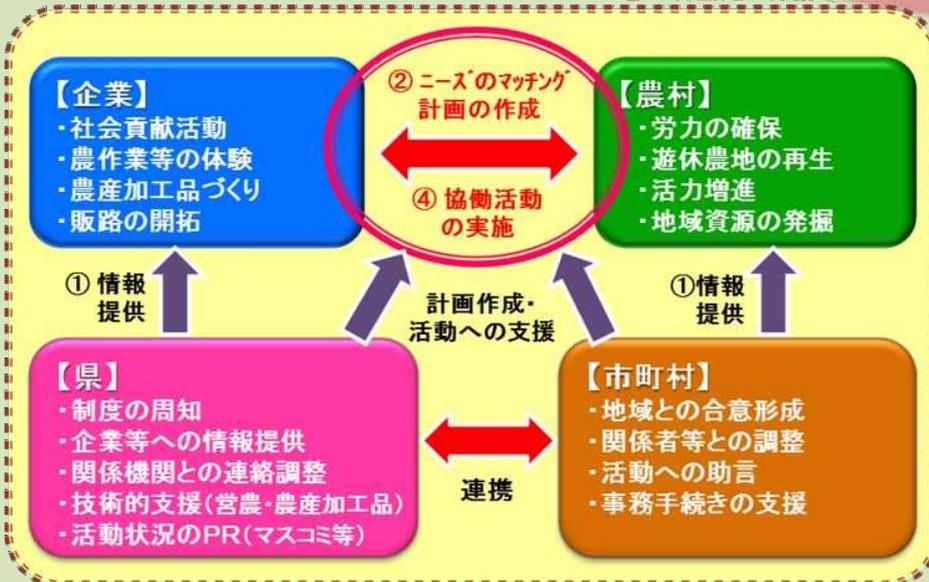
販路の拡大

新たな販路の開拓や営業・マーケティング力の向上につながります

企業のメリット

事業実施の流れ

③ 4者協定の締結



活動への支援内容

補助金(県2/3,市町村1/3)
1~3年目:上限60万円/年
4~5年目:上限30万円/年
単年活動:上限21万円/年
(令和4年度~)

補助対象 農村

経費対象

- ・機械等のリース料
- ・用具、資材の購入代
- ・作物の苗、肥料代
- ・広報、販売促進の費用
- ・交流会の開催費用など

お問い合わせ

鳥取県 農地・水保全課
東部農林事務所地域整備課
中部総合事務所農林局地域整備課
西部総合事務所農林局地域整備課

TEL : 0857-26-7336

TEL : 0857-20-3570

TEL : 0858-23-3172

TEL : 0859-31-9665

田んぼダムモデルほ場における実証研修会の開催について

農地・水保全課

「流域治水」の取組みの1つである「田んぼダム」について、農業者と地域住民への周知を図り、地域全体の取組を一層推進するため、その効果を見える化したモデルほ場で第1回の実証研修会を開催しました。

田んぼダムとは、落水口に調整用の堰板等を取付けることで降雨をゆっくりと排水し、河川流入を抑える取組

1 実証研修会の概要

- (1) 日 時 令和4年6月17日(金) 午後1時30分～2時30分
- (2) 場 所 鳥取県農業試験場に設置したモデルほ場(鳥取市橋本)
- (3) 参加者 鳥取市大路川流域の住民64名(農業者24名・地域住民40名)、関係機関等 計84名
- (4) 研修内容 ①田んぼダム実施区画・未実施区画の貯留効果の比較
②落水口の違いによる田んぼダムの具体的な取組み手法の紹介
③ジオラマ模型を使用した流域治水の実演



(5) 参加者の反応

①アンケート結果

- ・「田んぼダム」の効果や実施方法等を知ることができましたか。 わかった 100%
- ・「田んぼダム」は有効だと感じ、その効果に期待しますか。 期待する 97%

②意見・感想

- ・貯水をするのが簡単で、これは真似しないといけないなと思いました。
- ・役に立つように知恵を絞って実施できるようになれば良いと思います。
- ・個人の取組だけでは効果が出にくいので、集団で取り組むシステムづくりが必要だと思います。
- ・田んぼなので稲が植えてあり、田んぼダム実施後に稲の生育がどうなるか心配です。

2 今後の対応

- ・大路川流域の農業者と地域住民に田んぼダムの貯留効果・実施方法を理解していただくことができた。
- ・期待の声も多く、今後4回の研修で県内全域へ広く周知を行い、取組推進を図っていく。

(研修スケジュール)

研修	日時	参集対象地域
第2回	7月29日(金) 13:30～14:30 (※延期)	東部管内等
第3回	8月5日(金) 13:30～14:30 (※延期)	中部管内等
第4回	8月25日(木) 13:30～14:30	西部管内等
第5回	10月(調整中)	全県

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催を延期し、9月～10月の実施で日程調整中。



田んぼダムの貯留効果の比較



実証研修会の様子